



# 裁判員制度が始まります！

裁判員制度は、平成21年5月までに始まる制度であり、皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただく制度です。そこで今号では、裁判員について簡単にご紹介します。

■ 水戸地方裁判所総務課（☎029-224-8412）

**Q 裁判員は、どのようにして選ばれるのですか？**

A ① 裁判員候補者名簿を作成します。

■ 選挙権のある方の中から、翌年の裁判員候補者となる方を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った方には、連絡がいきます。

② 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

■ 事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所に来てもらう日時などをお知らせします。

③ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続きが行われます。

■ 裁判長から裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合は、その理由などについて質問があります。裁判員になれない理由のある方や辞退が認められた方は、候補者から除外されます。

④ 裁判員が選ばれます。

■ 除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

**Q 裁判員の仕事は、どのようなことをするのですか？**

A ① 公判（刑事事件の審理）に出席する。

② 評議（裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪と刑の内容について議論する）、評決（決定する）する。

③ 判決宣告（評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします）



## 法的な困りごとは 法テラスへお電話ください

日本司法支援センター  
 法テラス

主な業務は、次のとあります

■ 情報の提供  
法律サービスを提供する国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士などの各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します

■ 犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に、刑事手続への適切な関与や、お受けになった損害・苦情の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援団体などに関する情報を提供します

■ 各地の裁判所からの要請に応じて国選弁護人の候補を通知し、国選弁護人を確保するなどの業務に当たります

■ 民事法律扶助  
資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要なときは法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度です

■ 司法過疎対策  
近くに弁護士や司法書士など法律の専門家がないなどの理由で、法律サービスを受けることが難しい地域では、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が、適切な料金でサービスを提供します